

# 宮城県公報

発行  
宮 城 県  
(総務部私学文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目次

### 告 示

○有害図書類の指定

○認証食品の認証

○道路の区域変更(二件)

○道路の供用開始(二件)

○都市計画変更案の縦覧

### 公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける落札者の決定

○政府調達に関する協定の適用を受ける入札の公告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告

### 選挙管理委員会

○政治団体の届出

○政治団体の届出事項の異動届

○政治団体の解散届

○政治団体の収支報告書の要旨の公表(平成二十五年分)

○政治団体の収支報告書の要旨の公表(平成二十六年分)

○政治団体の収支報告書の要旨の公表(平成二十七年分)

○資金管理団体の届出

○資金管理団体の届出事項の異動届

### 公安委員会

○技能検定員及び教習指導員資格審査の実施

○警備業法第二十二條第二項第一号に規定する警備員指導教育責任者講習

(共同参画社会推進課)

(食産業振興課)

(道路課)

(同)

(都市計画課)

(情報政策課)

(教育庁生涯学習課)

(警察本部会計課)

ページ

一 一 二 二 三 三 三 五 三 三 七 八 八 九 九 一〇 一〇

の実施

○宮城県道路交通規則の一部を改正する規則

## 告 示

○宮城県告示第七百十六号

青少年健全育成条例(昭和三十五年宮城県条例第十三号)第十八條第一項の規定により、次のものを青少年に有害な図書類として指定する。

平成二十七年七月十七日

### 一 指定図書類

宮城県知事 村 井 嘉 浩

番号	種 類	図 書 類 の 名 称	発 行 所
一	雑 誌	エキサイティングマックス8月号 0209118	(株)ぶんか社
二	雑 誌	ファイナルボックス2015年8月号VOL.2 1784318	マイウェイ出版(株)
三	雑 誌	miniシユガール7月号 18425107	(株)秋水社
四	雑 誌	BOYSピアス7月号 18161107	サン・メディアアレップ(株)
五	雑 誌	姉aya 18816108	(株)宙出版
六	雑 誌	aya7月号 18815107	(株)宙出版
七	雑 誌	実話ナックルズ8月号 0487718	ミリオン出版(株)
八	雑 誌	裏モノJAPAN8月号 01805108	(株)鉄人社
九	雑 誌	無法ダウンロードサイトの歩き方なんでもタダ!スペシャル 01806107	(株)鉄人社

### 二 指定理由

図書類の内容が一から六の図書類にあつては著しく性的感情を刺激し、七から九の図書類にあつ

ては著しく犯罪を誘発するため、青少年の健全な育成を阻害すると認められる。

○宮城県告示第七百十七号

宮城県認証食品認証要綱（平成十七年宮城県告示第九百号）第六条第一項の規定により、認証食品を次のとおり認証した。

平成二十七年七月十七日

一 認証食品

宮城県知事 村 井 嘉 浩

認証番号	品目	申請者の氏名	製造業者の名称	製造所等の所在地
二二〇十	農産物漬物	豊屋食品工業株式会社 代表取締役 奥津弘	豊屋食品工業株式会社	柴田郡柴田町大字下名生字八 剣二十番地

二 認証年月日

平成二十七年七月十三日

○宮城県告示第七百十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十七年七月十七日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県気仙沼土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年七月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 気仙沼唐桑線
- 三 道路の区域

変更の区間 気仙沼市浪板一〇四番地先から 同市浪板三八八番地先まで	変更の前後		敷地の幅員 (メートル)		敷地の延長 (メートル)	
	前A	後A	七・九	七・九	三七二・九	三七二・九
	前B	後B	四六・六	四六・六	三七二・九	三七二・九

○宮城県告示第七百十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十七年七月十七日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県気仙沼土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年七月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 大島浪板線
- 三 道路の区域

変更の区間 気仙沼市浪板一八一番一五地先から 同市浪板一〇四番地先まで	変更の前後		敷地の幅員 (メートル)		敷地の延長 (メートル)		備考 上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	前A	後A	五・五	五・五	三七四・三	三七四・三	
	前B	後B	三一・五	三一・五	三七四・三	三七四・三	

○宮城県告示第七百二十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十七年七月十七日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県気仙沼土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年七月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	気仙沼唐桑線	気仙沼市浪板一〇四番地先から 同市浪板三八八番地先まで	平成二十七年 七月二十一日

○宮城県告示第七百二十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十七年七月十七日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県気仙沼土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年七月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	大島浪板線	気仙沼市浪板一八一番一五地先から同市浪板一〇四番地先まで	平成二十七年七月二十一日

○宮城県告示第七百二十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、志津川都市計画を変更しようとするので、同法第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、当該都市計画変更の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画変更の案については、縦覧期間満了の日までに宮城県知事に意見書を提出することができる。

平成二十七年七月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 志津川都市計画道路

2 名称 三・四・二号五日町御前下線

三・六・三号汐見田尻畑線

二 都市計画を変更しようとする土地の区域

1 追加しようとする土地の区域

南三陸町志津川字廻館前、同字御前下、同字汐見町、同字塩入、同字竹川原及び同字田尻畑の各一部

2 廃止しようとする土地の区域

南三陸町志津川字御前下、同字竹川原及び同字田尻畑の各一部

三 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）及び南三陸町役場（復興市街地整備課）

四 縦覧期間

平成二十七年七月十七日から平成二十七年七月三十一日まで

五 注意事項

公 告

意見書には、氏名及び住所（法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地）を記載すること。

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

平成二十七年七月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 落札に係る物品等又は特定役務の名称及び数量 団体内統合利用番号連携サーバー構築業務一式

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 震災復興・企画部情報政策課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 落札者を決定した日 平成二十七年七月三日

四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 富士通株式会社東北支社 仙台市青葉区一番町二丁目三番二十二号

五 落札金額 三千五百三十三万一千円

六 契約の相手方を決定した手続 総合評価一般競争入札

七 入札の公告を行った日 平成二十七年五月十五日

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

平成二十七年七月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

1 調達案件の名称及び数量 宮城県美術館で使用する電気 年間百八十二万二千キロワット時

2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

3 履行期間 平成二十七年十月一日から平成三十年九月三十日まで

4 履行場所 宮城県仙台市青葉区川内元支倉三十四番一号 宮城県美術館

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項等

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の四の規定に該当しない者であること。

2 本県の物品調達等に係る競争入札参加者登録簿に登録されている者又は開札日までに物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条によ

る廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていないこと。

4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをされていない者であること。

5 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをされていない者であること。

6 本県の物品調達等に係る競争入札の参加資格制限要領に基づく資格制限を受けている期間中でないこと。

7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合、又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第三条第一項により一般電気事業者の許可を受けている者、又は同法第十六条の二第一項により特定規模電気事業者の届出を行っている者であること。

9 入札に参加を希望する者は、8に掲げる事項を証する書類を平成二十七年八月七日（金）午後五時までに3の1の場所に提出するとともに、開札日までの間において、当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

10 入札参加資格申請場所及び提出期限 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（〒九八〇―八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県行政庁舎二階 電話〇二二―二二―一三三三五）へ平成二十七年八月七日（金）午後五時までに提出すること。

三 入札書の提出場所等

1 入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所、問い合わせ先

〒九八〇―八四二三 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県行政庁舎十五階 宮城県教育庁生涯学習課管理調整班

（担当）星 拓朗 電話〇二二―二二―一三六五一

2 入札説明書及び仕様書の交付期限

平成二十七年七月三十一日（金）午後五時まで。ただし、郵送による交付を希望する場合は、平成二十七年七月二十七日（月）午後五時までに1あて申し出ること。

3 一般競争入札参加資格審査 入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより平成二十七年八月七日（金）までに必要書類を作成の上提出し、参加資格の審査を受けなければならない。また、開札日までの間において、当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

4 入札書の提出期限 平成二十七年八月二十八日（金）午後五時まで（郵便により提出する場合は二重封筒とし、外封筒に入札に係る調達案件の名称及び開札日を記載し、入札書在中の旨を朱書きの上、配達証明付書留郵便にて提出期限までに到達すること）。ただし、入札書を持参する場合は、5の開札の日時までに開札場所へ提出できるものとする。

5 開札の日時及び場所 平成二十七年九月一日（火）午後一時三十分 宮城県行政庁舎十一階一〇一会議室

四 入札に参加することができない者

- 1 二に定める資格を有しない者及び三三における審査により資格を有しないとされた者
- 2 当該調達案件に係る入札説明書の原本の交付を受けない者
- 五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金及び契約保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第九十七条、第九十八条、第百十三条及び百十四条並びに入札保証金の免除の特例に関する規則（平成二十四年宮城県規則第四十五号）第二条の規定による。

3 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

4 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当する消費税及び地方消費税の額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。）を加えた金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の八に相当する金額を入札書に記載すること。

5 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

6 最低価格の入札者以外の者を落札者とするのの有無 無

7 契約書作成の要否 要

8 申請書等の作成に要する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

9 詳細は入札説明書による。

六 概要

Summary

1 Nature and Quantity of Item(s) to be Procured : Electricity for the Miyagi Museum of Art (annual supply : 1,822,000 kWh)

2 Contract Period : October 1, 2015 to September 30, 2018

3 Deadline and Location for Bid Submissions (in person) : September 1, 2015, 1 : 30 p.m., Miyagi Prefectural Government Office, Conference Room 1101 (11F)

4 Deadline for Bid Submissions (by mail) : August 28, 2015, 5 : 00 p.m.

5 Contact Information : Takuro Hoshi, Management Coordination Section, Life-Long Learning Division, Board of Education Secretariat, Miyagi Prefecture 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi Prefecture 980-8423 JAPAN Tel.: 022-211-3651

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

平成二十七年七月十七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

1 調達案件及び数量 運転免許証作成システム貸借 一式

2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

3 履行期間 平成二十八年三月一日から平成三十三年二月二十八日まで

4 履行場所 宮城県気仙沼市赤岩杉ノ沢四七番地一六 気仙沼警察署

二 入札に参加する者に必要な資格等に関する事項

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の四の規定に該当しない者であること。

2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格に登録されている者又は開札時までに宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

5 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。

7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合、又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 入札参加資格申請場所及び提出期限 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者が入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（千九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二二二二一三三三五）へ平成二十七年七月二十四日（金）午後五時までに提出すること。

三 入札書の提出場所等

1 入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

千九八〇一八四一〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県警察本部総務部会計課調度係（電話番号〇二二二二二一七七一、内線二三三三）

2 入札説明書等の交付期限

平成二十七年七月二十七日（月）午後五時まで

3 一般競争入札参加資格審査

入札を希望する者は、入札説明書に定めるところにより平成二十七年八月十二日（水）までに必要書類を作成の上提出し、参加資格の審査を受けなければならない。また、開札日までの間に於いて、当該書類に關し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

4 入札書の提出期限

入札書を持参する場合は、5の開札の日時までとする。ただし、郵送による場合は、平成二十七年八月二十七日（木）午後五時までに、調達案件名称及び開札日等を記載の上、配達証明付書留郵便にて1あて必着のこと。提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があつても受理しない。

5 開札の日時及び場所

(一) 日時 平成二十七年八月二十八日（木）午前九時三十分

(二) 場所 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県警察本部庁舎二階二〇二会議室

四 入札に参加することができない者

1 二に定める資格を有しない者及び三の3における審査により資格を有しないとされた者

2 当該調達案件に係る入札説明書の原本の交付を受けない者

五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第九十七条及び第九十八条並びに入札保証金の免除の特例に関する規則第二条の規定による。

3 契約保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第一百三十三条及び第一百四十四条の規定による。

4 入札の無効 本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかつた者とした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法 入札書に記載する金額は、契約期間全体の賃借料の総額を記載すること。また、契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当する消費税及び地方消費税の額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。）を加えた金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もつた契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

6 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札

者とする。

7 契約書作成の要否

8 この入札に係る調達案件は、地方自治法第二百三十四条の三の規定による長期継続契約対象業務として複数年度にわたる履行期間の契約締結を行う。この入札に係る調達案件について翌年度以降の歳出予算が不成立となった時は、契約書の定めにより契約を解除する。

9 詳細は入札説明書による。

六 概要

Summary

1 Item/Service Required : Lease of driver's license creation system - 1 set

2 Duration of Contract : March 1, 2016 to February 28, 2021

3 Location : Miyagi Prefectural Driver's License Center, 65 Takakura, Aza, Ichinazaka, Izumi-ku, Sendai and other locations

4 Bid Deadline : August 27, 2015, 5 : 00 pm.

5 Contact : Supplies Section, Finance Division, General Affairs Department, Miyagi Prefectural Police Headquarters, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8410 Japan Tel.: 022-221-7171 Ext. 2232

選挙管理委員会

○宮選管告示第八十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定により、次のとおり政治団体の届出があった。

平成二十七年七月十七日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊 地 光 輝

(一) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

(イ) 法第十九条の七第一項第二号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の代表者 会計責任者 主たる事務所の 公職の候補者の氏名及び  
名 称 の 氏 名 の 氏 名 所 在 地 公 職 の 種 類 ( 第 二 号 ) 届 出 年 月 日  
税 理 士 に よ 藤 村 元 佐 藤 好 彦 仙 台 市 宮 城 野 区 土 井 亨 衆 議 院 議 員 平 成 二 十 七 年  
援 会 土 井 亨 後 鶴 ヶ 谷 四 一 三 二 一 一 九 六 月 三 十 日

(ロ) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称 代表者の氏名 会計責任者の氏名 主たる事務所の所在地 届出年月日

安達いつし後援会 安達 一士 鈴木 英司 塩竈市北浜四一六一三一 平成二十七年六月二十五日

安倍敏彦後援会 鈴木 吉弘 安倍 克巳 宮城郡七ヶ浜町遠山一七一二 平成二十七年六月二十四日

石田一也後援会 石田 一也 石田 由佳 仙台市青葉区台原二一五一五五 平成二十七年六月十六日

岩佐秀一後援会 横尾 一夫 岩佐美智子 亘理郡山元町坂元字館下二一一二 平成二十七年六月二十六日

大友みつお後援会 大友のり子 大友 三男 黒川郡大郷町粕川字新平二三一 平成二十七年六月八日

菊地しんじ後援会 菊地 伸志 菅井 昭吉 仙台市太白区西中田二一五一 平成二十七年六月一日

黒須貫後援会 佐藤 勝征 星 晋一 角田市島田字四拾刈一二 平成二十七年六月一日

こだか洋後援会 小野 鈴子 佐々木ひろみ 塩竈市藤倉三一七一七八 平成二十七年六月十七日

斉藤ゆうじ後援会 齋藤 裕子 齋藤 裕二 多賀城市中央二一四一五四 平成二十七年六月十六日

佐々木賢司後援会 鈴木 健司 伊東 仁 大崎市三本木字町浦九一一 平成二十七年六月十二日

佐藤聡一後援会 茂泉 健 鈴木 亨 白石市字亘理町二一一 平成二十七年六月十日

佐藤千加雄後援会 戸田 守 八卷 明 黒川郡大郷町大松沢字法堂撫山宅地二九一 平成二十七年六月二日

佐藤ひでゆき後援会 新山 実 新山 民夫 白石市福岡八宮字弥治郎東四一三 平成二十七年六月十六日

佐藤洋治後援会 升 忠彦 尾本 澄夫 柴田郡村田町大字村田字広畑四八 平成二十七年六月二十三日

庄田けいすけ後援会 庄田 圭佑 堀内 雄介 仙台市泉区南中山三一三一一九 平成二十七年六月十五日

菅原よしゆき後援会 菅原 善幸 菅原 智美 塩竈市花立町一九一三七 平成二十七年六月五日

鈴木はるこ後援会 鈴木 晴子 鈴木 隆弘 宮城郡利府町花園三一一一二 平成二十七年六月九日

地域政党 輝くまち 柳橋 邦彦 下村 友一 仙台市泉区泉が丘四一九一三 平成二十七年六月二日

地域政党 輝くまち 柳橋 邦彦 下村 友一 仙台市泉区向陽台二一一二〇 平成二十七年六月二日

泉第二支部 輝くまち 柳橋 邦彦 下村 友一 仙台市泉区向陽台二一一二〇 平成二十七年六月二日

寺沢かおる後援会 寺沢 薫 寺沢 光枝 宮城郡七ヶ浜町境山二一一八一 平成二十七年六月二日

中田定行後援会 相原 君雄 尼崎ひろえ 多賀城市城南二一六一五 平成二十七年六月十八日  
 吉田良後援会 吉田 良 吉田 良秋 名取市大手町二一六一一 平成二十七年六月十二日

○宮選管告示第八十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定により、次のとおり政治団体の届出事項を異動した旨届出があった。

平成二十七年七月十七日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊 地 光 輝

(一) 政党の支部

政治団体の名称 代表者の氏名 異動事項 新 旧 異動年月日  
 自由民主党七ヶ宿町支部 渡部 重孝 主たる事務 所所在地 字瀨見原八二 字柏木山六四 平成二十七年四月二十五日

自由民主党宮城県参議院選挙区第二支部 熊谷 大 会計責任者 千葉 修平 寺岡 勝治 平成二十七年六月三十日  
 自由民主党宮城県仙台市太白区第二支部 佐々木幸士 主たる事務 所所在地 仙台市太白区泉崎一三三一一 仙台市太白区長町六一一五一一 平成二十七年六月二十四日

民主党宮城県第4区 総支部 安住 淳 代表者の氏名 安住 淳 井戸 正枝 平成二十七年六月九日

(二) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称 代表者の氏名 異動事項 新 旧 異動年月日  
 浅野つよし後援会 高橋 希夫 代表者の氏名 高橋 希夫 佐藤 政悦 平成二十七年六月十日  
 あべたかおと仙台市政の会 安部 孝雄 主たる事務 所所在地 仙台市泉区館二一〇 仙台市泉区南光台二一一一二 平成二十七年六月十九日

あめもり修一後援会 遠藤 茂 代表者の氏名 遠藤 茂 福田 忠 平成二十七年四月一日  
 石巻福祉環境政策研究会 杉山 裕之 代表者の氏名 杉山 裕之 中村 吉治 平成二十七年三月二十七日

会計責任者の氏名 本田 充史 杉山 裕之

いとう勝美後援会 鳥貫 昭雄 代表者の氏名 鳥貫 昭雄 丹野 良一 平成二十七年六月十三日  
 菊地たかよし後援会 針生 憲一 代表者の氏名 針生 憲一 大場 光昭 平成二十七年六月一日

くまがい大後援会 菅井 茂 会計責任者の氏名 千葉 修平 寺岡 勝治 平成二十七年六月三十日  
 小泉光を励ます会 小野 正憲 代表者の氏名 小野 正憲 小泉 光 平成二十七年五月三十一日

小湊毅後援会 太田 信雄 代表者の氏名 太田 信雄 佐藤 進 平成二十七年六月一日  
 佐々木ゆうこを育てる会 畑山 昭 代表者の氏名 畑山 昭 大槻 和昭 平成二十七年六月一日

高橋力雄後援会 伊藤 三壽 代表者の氏名 伊藤 三壽 加藤 泰彦 平成二十七年六月十二日  
 布田一民後援会 星 克巳 代表者の氏名 星 克巳 早坂 登 平成二十七年六月一日

宮城県商工政治連盟 大崎支部 門間 忠良 主たる事務 所所在地 大崎市鹿島台平渡字西銭神一七 大崎市松山千石字松山二八五 平成二十七年六月二十六日

○宮選管告示第八十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、次のとおり政治団体が解散した旨届出があった。

平成二十七年七月十七日

宮城県選挙管理委員会

委員長 菊 地 光 輝

(一) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）  
 政治団体の名称 代表者の氏名 解散年月日

相沢ゆうじ後援会 高橋 正幸 平成二十七年三月三十一日  
 山田としお宮城県後援会 石川 壽一 平成二十七年五月二十六日  
 若生ひでとし後援会 磯前 武 平成二十七年六月二十六日  
 若生英俊100人顧問会議 磯前 武 平成二十七年六月二十二日

○宮選管告示第八十七号  
 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、政治団体から平成二十五年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。  
 平成二十七年七月十七日

宮城県選挙管理委員会  
 委員長 菊 地 光 輝

政治団体の収支報告書の要旨（単位：円）

（その他の政治団体）

相沢ゆうじ後援会

報告年月日 27. 6. 9 (27. 3. 31解散)

1 収入総額

107,922

2 支出総額

107,922

○宮選管告示第八十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、政治団体から平成二十六年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。  
 平成二十七年七月十七日

宮城県選挙管理委員会  
 委員長 菊 地 光 輝

政治団体の収支報告書の要旨（単位：円）

（その他の政治団体）

相沢ゆうじ後援会

報告年月日 27. 6. 9 (27. 3. 31解散)

1 収入総額

107,922

2 支出総額

107,922

山田としお宮城県後援会

報告年月日 27. 2. 25 (27. 5. 26解散)

1 収入総額

740,107

前年繰越額 739,988

本年収入額 119

2 支出総額 44,836

3 本年収入の内訳 119

その他の収入 119

一件十万円未満のもの 119

4 支出の内訳 44,836

経常経費 44,620

備品・消耗品費 25,920

事務所費 18,700

政治活動費 216

その他の経費 216

若生ひでとし後援会

報告年月日 27. 2. 25 (27. 6. 26解散)

1 収入総額 0

2 支出総額 0

若生英俊100人顧問会議

報告年月日 27. 2. 25 (27. 6. 22解散)

1 収入総額 0

2 支出総額 0

○宮選管告示第八十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、政治団体から平成二十七年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。  
 平成二十七年七月十七日

宮城県選挙管理委員会  
 委員長 菊 地 光 輝

政治団体の収支報告書の要旨（単位：円）

（その他の政治団体）

相沢ゆうじ後援会

報告年月日 27. 6. 9 (27. 3. 31解散)

1 収入総額	107,922
前年繰越額	107,922
2 支出総額	0
山田とお宮城県後援会	
報告年月日	27. 6. 23 (27. 5. 26解散)
1 収入総額	695,359
前年繰越額	695,271
本年収入額	88
2 支出総額	695,359
3 本年収入の内訳	
その他の収入	88
一件十万円未満のもの	88
4 支出の内訳	
経常経費	35,386
備品・消耗品費	23,760
事務所費	11,626
政治活動費	659,973
寄附・交付金	659,541
その他の経費	432
若生ひでとし後援会	
報告年月日	27. 6. 26 (27. 6. 26解散)
1 収入総額	0
2 支出総額	0
若生英後100人顧問会議	
報告年月日	27. 6. 22 (27. 6. 22解散)
1 収入総額	0
2 支出総額	0

○宮選管告示第九十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第二項の規定により、次のとおり資金管理団体の届出があった。  
平成二十七年七月十七日

宮城県選挙管理委員会

資金管理団体の届出をした者（代表者の氏名）	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日
安達 一士	塩竈市議会議員	安達いっし後援会	塩竈市北浜四一六―三一	平成二十七年六月二十三日
石田 一也	宮城県議会議員	石田一也後援会	仙台市青葉区台原二一五―五	平成二十七年六月十二日
齊藤 裕子	多賀城市議会議員	齊藤ゆうこ後援会	多賀城市中央二一四―五四	平成二十七年六月十四日
庄田 圭佑	宮城県議会議員	庄田けいすけ後援会	仙台市泉区南中山三一―三一	平成二十七年六月十四日
菅原 善幸	塩竈市議会議員	菅原よしゆき後援会	塩竈市花立町一九―三七	平成二十七年六月五日
鈴木 晴子	利府町議会議員	鈴木はるこ後援会	宮城県利府町花園三一―一二	平成二十七年六月七日
寺澤 薫	七ヶ浜町長	寺沢かおる後援会	宮城県七ヶ浜町境山二一―一八	平成二十七年六月二十二日

○宮選管告示第九十一号  
政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項第三号の規定により、次のとおり資金管理団体の届出事項を異動した旨届出があった。  
平成二十七年七月十七日

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
安部 孝雄	あべたかおと仙台市政の会	主たる事務所 の所在地	仙台市泉区館二一―一〇	仙台市泉区南光台二一―一―二八	平成二十七年六月十九日

○宮城県公安委員会告示第92号  
道路交通法（昭和35年法律第105号）第99条の2第4項第1号イ及び第99条の3第4項第1号イの規定により、技能検定員資格審査及び教習指導員資格審査を次のとおり実施する。  
平成27年7月17日

公安委員会

委員長 菊地光輝

宮城県公安委員会委員長 猪俣 好正  
1 資格審査の種類、期日及び場所

資格審査の種類	資格審査の期日	資格審査の場所
新たに大型、中型自動車第二種免許及び普通自動車第二種免許に係る技能検定による者又は教習指導員の資格を取得しようとする者で平成26年、27年度自動車安全運転センター中央研修所を修了した者等により資格審査の一部科目が免除となる者	平成27年8月19日から	仙台市泉区市名坂字高倉65番地
自動車安全運転センター中央研修所を修了したこと等により資格審査の全科目が免除となる者	平成27年10月30日まで	宮城県運転免許センター

2 資格審査申請手続

(1) 受付期間

平成27年7月17日（金）から平成27年8月7日（金）までの午前8時30分から午後5時15分まで（土曜、日曜及び祝日を除く。）

(2) 受付場所

仙台市泉区市名坂字高倉65番地

宮城県運転免許センター内 宮城県警察本部交通部運転免許課

(3) 資格審査申請用紙の配布

ア 配布期間

平成27年7月17日（金）以降（土曜、日曜及び祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

イ 配布場所

宮城県運転免許センター（宮城県警察本部交通部運転免許課）

3 その他

詳細については、宮城県警察本部交通部運転免許課に問い合わせをすること。

問い合わせ先の電話番号 022-373-3601（内線221・222）

○宮城県公安委員会告示第95号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施する。

平成27年7月17日

宮城県公安委員会委員長 猪俣 好正

1 講習に係る警備業務の区分及び実施期日

(1) 警備業務の区分

法第2条第1項第2号に規定する警備業務（以下「2号警備業務」という。）

(2) 実施期日

ア 新規取得講習

イ 第1回講習

平成27年9月1日（火）から同月3日（木）及び同月7日（月）から同月9日（水）までの6日間

ウ 第2回講習

平成27年10月1日（木）から同月8日（木）までの土・日曜日を除く6日間

エ 追加取得講習

イ 第1回講習

平成27年9月7日（月）から同月9日（水）までの3日間

ウ 第2回講習

平成27年10月6日（火）から同月8日（木）までの3日間

2 実施場所

仙台市泉区天神沢1丁目4番11号

一般社団法人宮城県警備業協会

3 受付人員

第1回及び第2回ともに新規取得講習及び追加取得講習あわせて40人程度

4 受講対象者

(1) 新規取得講習

受講申込日において、次のいずれかに該当する者

ア 最近5年間に2号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定期」という。）第4条に規定する1級の検定（2号警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者

ウ 検定期第4条に規定する2級の検定（2号警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受

けた後、継続して1年以上2号警備業務に従事している者

エ 検定期則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定期則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（2号警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。）に合格した者

オ 旧検定期則第1条第2項に規定する2級の検定（2号警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。）に合格した警備員であつて、当該検定に合格した後、継続して1年以上2号警備業務に従事している者

(2) 追加取得講習

受講申込日において、2号警備業務以外の警備業務の区分に係る法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証（以下「資格者証」という。）又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号）第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「修了証明書」という。）の交付を受けている者であつて、前記(1)～オのいずれかに該当する者

5 事前申込み

(1) 受付専用電話

宮城県警察本部生活安全部生活安全企画課受付専用電話（022-224-7311）にて事前申込みを受け付ける。（氏名、住所、連絡先電話番号、勤務先、前記4の受講対象者に該当する項目について聴取）

なお、1回の電話での受付は1人とする。

(2) 受付期間

ア 第1回講習

平成27年8月4日（火）から同月10日（月）までの土・日曜日を除く5日間（8月4日から同月7日までは午前9時から午後5時まで、最終日は午後3時まで）

イ 第2回講習

平成27年9月2日（水）から同月8日（火）までの土・日曜日を除く5日間（9月2日から同月7日までは午前9時から午後5時まで、最終日は午後3時まで）

なお、受付は先着順とし、定員に達した場合は期間内であっても締め切る。

6 受講手続き

事前申込みにより予約番号を所得した者に対する受講手続きは、次のとおり行う。

(1) 申請受付期間

ア 第1回講習

平成27年8月11日（火）から同月17日（月）までの土・日曜日を除く5日間（午前9時から午後5時まで）

イ 第2回講習

平成27年9月9日（水）から同月15日（火）までの土・日曜日を除く5日間（午前9時から午後5時まで）

(2) 申込書の提出先

事前申込みの際に警察署を指定するので、申請受付期間内に指定された警察署生活安全課に提出すること。

なお、郵送及び代理人による提出は受け付けない。

(3) 提出書類

ア 警備員指導教育責任者講習申込書 1通

イ 資格者証又は修了証明書の写し 1通（追加取得講習受講者のみ）

ウ 受講対象者に該当することを疎明する書面 1通

エ 前記4-(1)～アに該当する者

最近5年間に、2号警備業務に従事した期間が通算して3年以上であることを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書

(イ) 前記4-(1)～イに該当する者

1級検定の合格証明書の写し

(ウ) 前記4-(1)～ウに該当する者

2級検定の合格証明書の写し及び当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上2号警備業務に従事していることを証明する警備業務従事証明書

(エ) 前記4-(1)～エに該当する者

旧1級検定の旧検定期則第8条の合格証の写し

(オ) 前記4-(1)～オに該当する者

旧2級検定の旧検定期則第8条の合格証の写し及び当該検定に合格した後、継続して1年以上2号警備業務に従事していることを証明する警備業務従事証明書

(4) 受講手数料

公安委員会関係手数料条例（平成12年宮城県条例第21号）第2条第1項の表63の項に基づき、新規取得講習受講者にあつては38,000円、追加取得講習受講者にあつては14,000円の額に相当する宮城県収入証紙により、受講申込時に納入すること。

7 講習の委託先

仙台市泉区天神沢1丁目4番11号  
一般社団法人宮城県警備業協会

8 その他

講習に関する問い合わせ先 宮城県警察本部生活安全部生活安全企画課  
(電話番号022-221-7171 内線3054、3055)

○宮城県公安委員会規則第8号

宮城県道路交通規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成27年7月17日

宮城県公安委員会委員長 猪俣 好正

宮城県道路交通規則の一部を改正する規則

宮城県道路交通規則（平成13年宮城県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第3号オ中「急病人の搬送等」を「災害救助、人命救助、水防活動又は消防活動」に  
改め、同号カ中「の警報に使用中の消防自動車で、警鐘を鳴らしているもの」を「に使用中の車両」  
に改め、同項第5号イに次のように加える。

(ウ) 災害救助、人命救助、水防活動又は消防活動の緊急用務のため使用中の車両

第3条第1項第5号オ中「。第7号ウにおいて同じ」を削り、同号オ(ウ)中「認められたものを含む。」  
をいう。以下同じ」を「認められたものを含む。」をいう。同号オ(イ)及びエ中「有するものをいう。  
以下同じ」を「有するものをいう」に改め、同号カ中「。以下同じ」及び「。第7号エにおいて同じ」  
を削り、同項第6号及び第7号を次のように改める。

(6) 駐車の方法の規制の対象から除く車両は、前号イ並びにエ(ウ)及びイ(イ)に掲げるものとする。

(7) 駐車時間制限の規制の対象から除く車両は、第5号イ及びエからカまでに掲げるものとする。

第8条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

- 2 前項の申請又は届出に係る書面には、次の各号に掲げる書類及び写真を添付しなければならない。
  - (1) 自動車検査証の写し及び申請又は届出の内容を陳明する書類
  - (2) 自動車の前面、後面及び側面を撮影した写真であって、当該自動車の色、型等を確認できるもの

第14条第8号中「構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第4条第9項の規定による内閣総  
理大臣の認定（構造改革特別区域法第6条第1項の規定による変更の認定を含む。）を受けて実施す  
る」を「法第77条第1項の規定による許可を受けて行う」に、「公道実証実験事業」を「公道実証実験」  
に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。